

自然科学研究機構分子科学研究所極端紫外光研究施設 X線
磁気円二色性測定装置 (XMCD) の使用料について

平成24年11月27日
分子科学研究所長決定

(趣旨)

第1 自然科学研究機構分子科学研究所極端紫外光研究施設 X線磁気円二色性測定装置 (XMCD) 有償利用要項 (以下「要項」という。) 第8の規定に基づき、要項第2に掲げる装置 (以下「装置」という。) の使用料について必要な事項を下記のとおり定めるものとする。

(使用料)

第2 装置使用料は以下のとおりとする。

装置区分	利用区分	金額 (消費税込)
X線磁気円二色性測定装置 (XMCD)	成果公開型	12,100円/時
	成果非公開型	24,200円/時

(使用料の納付)

第3 要項第4の利用許可を受けた者は、自然科学研究機構が発行する請求書に従い、前条に定める1時間当たりの使用料に、配分された時間数を乗じて得た金額を徴収指定期日までに納付しなければならない。

(使用料の返還)

第4 既納の使用料は、次に掲げる事由に該当する場合を除き、原則として返納しない。
一 天災その他やむを得ない事情により、装置を利用できなくなったとき
二 分子科学研究所の都合により、分子科学研究所が装置の利用を取り消し、または中止させるとき

附 則

この決定は、平成24年11月27日から施行する。

附 則

この決定は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この決定は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この決定は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この裁定は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この決定は、令和6年9月2日から施行する。

附 則

この決定は、令和7年4月1日から施行する。